## 開議 午前10時00分

○議長(小松則明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本 日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

## 日程第1 一般質問

○議長(小松則明君) 日程第1、一般質問を行います。

東梅 守君の質問を許します。御登壇願います。東梅 守君。

○7番(東梅 守君) 会派無所属の東梅 守でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思います。

まず、一般質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症に関し、少しだけ発言したいと思います。

岩手県でも感染者が確認され、その数は少しずつですが、増加しています。感染された方々の一日も早い回復を願うとともに、エッセンシャルワーカーの方々の献身的な努力に改めて感謝を申し上げます。また、7月豪雨、過日の台風10号により、被災された方々にお見舞いと亡くなられた方々の御冥福お祈り申し上げます。

それでは、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

1. 震災伝承事業の在り方について。

まもなく震災から10年となります。復興事業のハード面に関しては、終了が視野に入ってきました。震災復興にあっては、多くの町民の参加を得て復興協議会で議論され、町民と一緒になって復興計画を策定し、復興への大きな原動力となってきたと思います。一方で、町のなりわいやにぎわいは、人口減少や少子化、高齢化が確実に進行しており、暗い影を落としていることも否定できません。

さきの全員協議会で、震災伝承事業の見直しが示されましたが、発展的な見直しではなく、後退的な事業の縮小となっています。以前には、旧役場庁舎が解体か保存かの二元論として捉えられ、いつしか課題の本質は見えなくなったと感じています。そこで、幾つかの事項を御質問いたします。

さきの全協で基金条例の改正ということがありましたので、それに質問いたします。

1番目として、平成27年度に行われた「事業見直し」の際の資料によると、「旧民宿 あかぶ」の保存処理には、4億円以上の経費がかかるとされていますが、その根拠が示 されていない。旧役場庁舎同様に、数字が先に出ることに違和感を覚えます。保存処理 にもいろいろなレベルがあると思いますが、検討委員会などが開催されていないと認識 しておりますが、経費の算定根拠と経緯についてお伺いいたします。

2番目に、同じく「事業見直し」の際の資料によると、当該事業は、事業規模縮小の C評価とありますが、それ以降、議会での議論がないまま、ここでいきなり条例改正は 拙速と考えますが、町の見解を伺います。

3番目として、「旧民宿あかぶ」の事案は、関係者との協議だけで処理してよいものなのか、町の認識を伺います。さきの資料では、保存活動団体と協議したという表現がなく、「団体に、説明と取組方など、理解を求めてきた」とありますが、協議したのであれば、その議事録を示すべきと考えますが、町の見解を伺います。

また、「保存活動団体へは、方針を説明している」とありますが、その経緯と内容を 公表すべきではないでしょうか。また、「認定NPOとの合意形成を図った上で、伝承 方法を検討していきたい」とあります。「旧民宿あかぶ」の建物については、まだ、解 体の結論には至っていないと私は認識しておりますが、当局の認識を伺います。

4番目として、条例では、指定寄附となっていますが、その具体的な使途に関しては、 法的な制限はないと理解していますが、保存復元への寄附者の方全でに同意を得ること は困難としても、町として、何らかの意思表示をすべきと考えますが、町の見解を伺い ます。

2. 伝承の在り方について。

1番目に、「災害の記憶を風化させない事業基金条例」の第1条に「東日本大震災津 波による犠牲者の鎮魂及び災害を未来永劫に継承していくため、基金を設置」とありま すが、今回の後退的改正によって生じるであろう、町の被る損失をどのように補塡する のかをお尋ねいたします。

2番目として、今回の条例改正及び解体予算計上に伴い、町として震災伝承の今後に 関しての新たなスキーム、あるいはプラットホームが示されるべきと考えますが、当局 の考えをお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 東梅 守議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、観光船の復元に関する検討経過についてお答えをいたします。

平成27年11月に公表した事業見直しにおいて、観光船の復元事業については、当時の 寄附状況と町で試算した復元費用をもって事業を検証したところであります。事業検証 の結果、復元に係る事業費の試算は、4億5,000万円以上に対して寄附金は350万円ほどで、実現の見通しが立たないことなどから、寄附の範囲内で事業規模の縮小への見直し と今後の進め方を関係者に説明を求め、進めることといたしました。翌月の12月に事業の検証結果と復元の実現は困難である旨、はまゆり復元保存会の代表者や関係者に伝え、条例改正案を含めて御理解を求めるとともに、町と保存会との協議を続けていくこととしており、これまでの記録は保存文書として適切に取扱いを行っているところであります。

基金条例については、復元以外の方法による震災津波伝承の事業に展開できる条例に 改正を考えており、改正については、はまゆり復元保存会の同意を得た上で、進めてま いりたいと考えているところであります。

また、議員御指摘のとおり、保存復元への寄附者に対しては、全ての方に同意を得る ことは困難であることから、寄附者への説明も何らかの方法で意思表示をしてまいりた いと考えているところであります。

次に、伝承の在り方についてお答えをいたします。

平成24年6月13日に、東日本大震災津波による犠牲者の鎮魂及び災害を未来永劫に継承していくため、災害の記憶を風化させない事業基金条例を制定しており、町方地区に整備を予定している(仮称)鎮魂の森整備の事業費用と赤浜地区の観光船復元の事業費用の財源とするための寄附金を募っております。町全体の震災津波伝承の基本コンセプト、忘れない、伝える、備えるに沿った町全域の震災津波伝承の構想を現在も検討していることから、今後明らかにしてまいりたいと考えるところであります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) ただいま答弁をいただきました。残念なことにこの答弁に大変誠 意が感じられないと思っております。それはなぜかと申しますと、私の質問に対して答 えられていない項目が幾つかございます。そのことが答えられない限り、再質問がかな り難しいかなと思われますので、再度答弁を求めたいと思います。

その中身については、4億円以上、4億5,000万円でしたか、その経費に要されるものとしての算定根拠と経緯が答えられていません。あとは、認定NPOの協議だけで処理してよいのかという町の認識に関しての答弁もございません。それから、条例の改正は

拙速ではないかという問いに対しても答えられていません。また、旧民宿あかぶの建物は、解体か保存か結論が出ていないのではという私の認識に対して、当局の認識はどうかという部分に対しても答えられていません。それから、条例改正によって生じるであろう町が被る損失をどう補塡するのかという、この部分に対して答えが出されておりません。今私が質問2回目を繰り返しました。その時間と併せて答弁の時間を一旦止めるように求めます。

- ○議長(小松則明君) 以下について、当局、すぐ回答をお願いいたします。企画財政課 長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) まず、1点目でございます。解体経費の算定根拠という ことでございます。

解体経費の算定につきましては、平成25年度、平成26年1月15日に当町職員の1級建築士の指導の下に復元に係る経費の算定を行っております。それと、次に、関係者との......。

○議長(小松則明君) 暫時休憩いたします。当局、回答の部分に対して、適切に言える ように暫時休憩いたしまして、この5点について、再度答弁を相談してください。まと めてください。

- ○議長(小松則明君) 当局、答弁お願いいたします。副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 東梅議員の御質問にお答えをします。

まず、私からは、一つ一つ先ほどの御質問に対して答えていきたいと思いますが、も し質問の項目にそごがあれば御指摘いただきたいと思います。

まず、1つ目の質問が、算出の根拠がどうであるかという御質問だったと思いますが、これは先ほど企画財政課長が答えたとおり、平成25年から26年にかけて、当町の1級建築士の指導の下にこの復元について試算をいたしております。その復元とは、民宿あかぶの復元と観光船はまゆり、この両方、船と建物の復元をベースにした構築費用と、それから40年間の維持管理費について計算をいたしました。その合計が、今手元にあります資料の4億5,000万円ほどとなっておりますが、算出の内訳は、先ほど来申し上げましたとおり、民宿あかぶと船を一旦壊されましたから、この船をもう一度復元するという

ことを前提にした算出をしております。根拠と言われることになるかどうか分かりませんが、その根拠は、当町の1級建築士が(「簡潔にお願いいたします」の声あり)やっております。

2番目でございます。2番目は、条例改正は拙速ではないかという話でございますが、 これは条例改正の前に、今回の解体については、所有者からの申出がございましたこと から、これに対して所有者の意向に沿うとことで解体いたしますが、条例を今すぐ改正 するということではなくて、これは関係者とこれから十分に議論をしていく中で、改正 をしていきたいと、こう思っています。

3番目。それから、関係者との協議が十分でないか、協議だけでいいのか、もしくは 解体の議論に至っていないのではないかという点につきましては、昨日も御答弁いたし ましたけれども、平成27年か28年の全員協議会でお示ししたとおり、この意向につきま しては、関係者の意向に沿うというのが町の方針であります。所有者の意向に沿うとい うのが町の方針でありますので、それに沿ったものであります。

それから、最後は、損失について、どう答えるかも質問でございますでしょうか。 以上でございます。もし足りないところがございましたら、お願いします。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 時間がかかりました。

この質問をするに当たり、何度かこの答弁に関して誠意が感じられないという話を私はしてまいりました。それはなぜかというと、もしかしたらこの質問内容を熟読せずに担当課で答弁を考え、その答弁を考えたものは本来であれば協議にかけられ、皆さん、幹部がちゃんと精査した上で答弁として来るものかなと私は思っているわけですが、その辺の部分は、どうなっているのか。ちょっと私だけではなくて、何人かの議員からその答弁の在り方について、はてながついている部分がございます。その辺の認識について、当局の考え方、この答弁にどう協議されているのかをお尋ねいたします。

○議長(小松則明君) 時間を少し止めてください。

議長から当局、議員の皆様にお願いがあります。質問事項に対して、当局は回答文を 事前に渡しております。事前に渡している部分に対して、議員はそれに対する再質問の 内容を把握いたします。その場合に質問の内容が把握できない答弁があった場合には、 この答弁書の中に何日かの余裕があるはずです。再質問する部分の余裕があると思いま す。その場合には、議員はそれを事務局に知らせるべきであると私は思っております。 今回については、いろんな部分で私も勉強になりましたが、今後内容について、少ない部分に対しては、事務局に対して再質問を当局に願い出るという方向にしたいと思います。そういう方向なので、今回の今の質問に対しては、当局も回答の意味はありません。

それと、議員の皆様にお諮りいたします。今私が言ったとおりの方向性でよろしいで しょうか。東梅 守君。

○7番(東梅 守君) 私が、再質問を考えたのは、昨夜でございます。昨日でございま す。なぜかと申しますと、同じ内容の質問を同僚議員がしていたことから、参考にする ためにその内容を精査した上で、再質問をしたいと思ったからでございます。

本来そういう質問というのは、一問一答方式でやる場合もあるでしょうし、様々な場合があると思います。そういった中で、やっぱり同僚議員が同じ質問をされている内容を精査した上で、再質問を考えるということはありますので、今のように事前にというのであれば、同じようにこれまで私たちの質問に対しては、当局からも確かに質問の内容が分からないことに関しては、問合せもございました、事務局から。今回さすがにゆうべ考えていておかしいなと思ったので、先ほど議長には事前に申しましたし、事務局にもしかしたら答弁書に間違いがあったのではないかという確認もさせていただきました。

なので、議長が言うように、同じものがかぶらないのであればそういうことも可能で すので、そのようにしたいと思います。

○議長(小松則明君) 確認いたします。この議会の審議において、町当局と議員の中には、質問、それに対する答弁の内容が記載されます。それが第1回目です。再質問は、その後、それに関するものに対して一問一答方式で議員と当局が話し合います。その場合に、事前に配付された答弁の内容に対して議員が問うものに対して、質問回答がなされていない場合のことについて、私は、それについて答えていませんよということにのみ、議員の回答文を議会に問う、そして、それを本議会において回答させるという方向づけなので、それに対してはよろしいでしょうか。皆様、よろしいでしょうか。

以上で、これからはそのように報告いたしますし、これは議会運営委員会にもかける ということにいたします。

先ほど、東梅 守議員が、当局に対しての質問は却下ということで再質問を許します。 東梅 守君。

- ○7番(東梅 守君) また、最後の1点が答えられていないので、再度答弁を願います。 この条例改正によって生じるであろう、町が被る損失をどのように補塡するかという 質問でございます。これはなぜかと申しますと、はまゆりが復元された場合等、現在も そうですけれども、あそこを訪れる方々がいらっしゃいます。その方々の町における経 済効果等は、いろいろあるかと思います。そういったものをどのように当局は捉えて、 もし、ない場合の損失はどの程度になってきて、それをカバーするだけのその震災伝承 のありようを考えているのかをお尋ねいたします。
- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 今、はまゆりについての経済的な損失についての補塡や経済的な損失ではないかという質問がございましたけれども、当町といたしましては、震災伝承の地は、全てを否定するわけではございませんが、経済的な損失を被るか云々の場所だけではなくて、やはりそこに行き、そこであったことを知り、そして、それを考えていく、そういう場が震災伝承の場であるという認識でおりますので、今議員が言われるような部分の損失については、当町としては震災伝承の価値と、場所という意味での損失はないと、今後これまでもそういう考え方で進めておりますので、損失はないという認識です。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 今全部の答えが出ましたので、改めて再質問をしたいと思います。 この伝承の在り方で、災害の記憶を風化させない事業基金条例、これは町が上程し、 議会が同意して制定されたものであります。その際、この基金条例をつくる際に、旧民 宿あかぶ、はまゆりがその中に入れられたわけですけれども、その際、所有者と町がど のような取決め、あるいは認定NPOとの間で合意書を取り交わしていたのか、この辺 が全くございません。もし、あるのであれば改めてその経緯の説明と、また、その合意 書等が存在するのであれば、資料の提示を願いたいと思いますが、資料の提示は後でも 結構でございます。ただ、その当時の経緯を説明をいただきたいと思います。
- ○議長(小松則明君) 当局。時間を止めてください。

Þ	<b>k</b>	憩		午前10時41分
			O —	
再	手	開		午前10時43分

○議長(小松則明君) 町長。

○町長(平野公三君) 私からお答えします。

条例制定は、平成24年6月15日という形でなっているはずです。その話は、復元をするということで担当がというか、役場職員が所有者に行って、そういう意向があるということで確認をしたということで報告はもらっております。ただし、その内容のやり取り、公文書としてというか、その部分がないということだけは確認は取れております。

その後に条例制定をするという流れになりますので、ただ、そこの部分で大きなところは、やはり所有者であるということと、あとは遊覧船、観光船の所有者が実は釜石だということもありまして、その辺のやり取りが、ちょっと話として釜石とのやり取りも実はあります。なかなか今回のそれを大きく出して、それを受けて経済的効果、観光ということに関して、釜石市としては、それは許されることができないという話が実はありながら今回の条例制定がなされたという経過がございますので、詳しいメモをしたとか、そういうものがない中での全体の中で混乱しているところもございますけれども、そういう文書が今ないということで、その辺については、先ほど企画財政課長が答弁すべきところだったんですが、そういう中で、条例が制定をされてきたということであります。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 公文書が存在しない、当時のやり取りの記録がない、これは大変残念なことだなと思います。そもそもその条例というのも私も調べてみました。地方公共団体がその議会の議決に基づき、所管事項について制定する法とあります。さらに、地域問題の解決のための独自の条例を制定できるとうたわれております。こういった大事な条例を定めるに当たって、条例をつくる際の公文書が存在しない、これは大変私たちにも責任があるなと今痛感しております。なぜかというと、条例を提案したのは町当局でありますが、その執行権も当局にもございます。もちろんその条例は、議会を承認した、その議案を承認した議会にも事実、事業実施の監視という責任が存在します。そういう意味では、その条例を制定されるときにその経緯であったり、そういった公文書の存在を確認せずに条例を制定して、賛成をしてしまった、これは大変私も自分自身で恥じなければいけないと思っております。

そういった経緯の中で、当時は、まだ平成24年というと震災から1年経た上でのあの 混乱の中での制定ということもあったと思います。様々に事業が次から次と決めなけれ ばいけない案件がある中でのことだったと思っております。ただ、条例改正するに当た って、また、今回はその所有者の意向に沿う形で解体を進めたいという話がございます。 しかしながら、疑問点が幾つかあります。条例制定から事業見直しまでの間、3年間ご ざいました。この間、当局がその寄附を集めるために努力なり施策をやってきたのであ れば、具体的に示していただきたいと思います。もしかしたら認定NPOさんたちに任 せっ切りで、当局は何のアプローチもしてこなかったのではないかなと私は感じており ますが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 寄附金については、条例制定からこれまで、ホームページで周知をするということを行っていると。それについては、災害の記憶を風化させない基金条例の中の鎮魂の森も同じですし、はまゆり復元に関することも同じ条件で当町とすれば寄附金は集めてきたという認識でございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 町のスタンスとすれば、寄附金を集めるに当たって、鎮魂の森と 一緒だったという言われ方をされます。しかしながら、当時を一生懸命考えてみました。 前町長時代ですので、たしか前町長は、行く先々で講演があった際に、鎮魂の森は一生 懸命 P R をされていたように記憶しております。ただ、そこに観光船はまゆりは出てこなかったのではないかなと記憶をしております。実際、現町長も当時は総務を担当されていました。その中で、条例に制定して残しましょうという中で、現町長は、これまでどのような捉え方をされてきたのか。何でこれを問うかというと、当時この条例を制定するに当たり、認定 N P O との中でやり取りを担ってこられたと私は認識しておりますので、その辺を踏まえた上で、観光船はまゆりに対してどのような考えで携わってきたのかをお尋ねいたします。
- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 当時は、総務課長、そして総務部長という立場でありましたので、 その辺のことをお話しさせていただきたいと思います。

条例制定について、やはり制定をする段階においても所有者とのやり取りやら、また、例えばそれを所有するかどうかということもなく、復元をするという条例は制定をしましたけれども、また、先ほどお話ししたとおり、釜石市とのコンセンサス、そして、所有者のコンセンサス、そして、それを文書に残したやり取りをするという状況がなされないまま、今回の条例が制定をされたという経過がございます。その中においては、東

梅議員御指摘のとおり、法律を制定をするという町のスタンスからすれば、きちんと整備をした中でやっていかなければならないことだったと思います。それで、保存会の方々も一生懸命やろうとしていらっしゃいましたし、そういう中では、なかなか条例制定と、制定しているのにそれを、寄附金を集めるような状況が、ホームページ等には載せておりましたけれども、積極的に復元をするための4億何がしという部分を集めていくという状況には、積極的な意味でなっていなかったのではないかなと思います。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 鎮魂の森に関しては、これまで委員会やら町民によるワークショップなど、様々に検討されてきたと私は認識しております。しかし、このはまゆりに関しては、何らそういった町民、それから関係する団体、それから当局、併せた形での検討やら、ワークショップやらというのは開かれてこなかったのではないかなと感じております。そういったことも私も大変残念でなりませんでした。もっとPRするべき部分があったのではないかな。条例というのは、ただ単につくって、お金が集まらないから終わりという話では私はないと思います。それを言えば、この鎮魂の森でさえ、まだ造ろうとする予算に対して足りないわけです。そして、その足りないものは、ふるさとづくり基金から補塡するんだという過日の一般質問の中で当局が答えられていました。確かに2億何千万円が集まった鎮魂の森とはまゆりの三百何がしの金額を一緒に考えるのはどうかとは思いますが、ただ、集まった寄附に対する、寄附者の思いというのは一緒ではなかったのかな。そういう意味では、鎮魂の森とはまゆり復元に関する当局の認識の違いは何だったのかなというところが、大変私、気になるところなんですが、その辺についてお尋ねをいたします。
- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 鎮魂の森を含めて、はまゆりを含めて、観光船はまゆりの復元については、やはり元に戻す、そのまま造るということが前提ですので、それを支えるための民宿あかぶもそのまま残すわけじゃなくて、強度を高めてそれに乗せようということになります。もちろん観光船何がしの部分を出すとすれば、先ほど、何回も言いますが、釜石との調整も必要ですし、そういう中で、やはり4億何がしが計算をされて、なかなか集まってこないこともそうですし、復元に対してそうなれば、維持管理はもちろん大きく関わるということから、やはり平成27年の見直しの中で、いや縮小をかける、決して忘れることではないけれども、新たな伝え方が必要だろうということで考えてい

ました。鎮魂の森は、やはり多くの方々が亡くなられた今、現状をやはり鎮魂、そして、 憩いの場所として町民が携わる場所という形になりますので、それについては多くの町 民の方々に御理解をいただけるということで、検討会を含めて様々なことをやってきた ということになります。

今回条例という形になりますけれども、やはり今10年たって様々なことを考えますと、 やはり当初考えたこととまた違うこともあり得るということになれば、やはり条例も変 えながら、そして、決して忘れることなく伝えていくことが必要ではないかな。300万円 だけの金額だけではなくて、やはり広くあったことを伝えていくということは、保存会 の方々とも同じようにして意識を高めて、それを伝える双方を一緒になって考えていき たいと考えております。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) はまゆりに対する考え方は分かりました。

ただ、もう一点、町長からお伺いしたいんですが、先ほどの答弁の中で、4億数千万円の保存経費は、副町長が答弁で、建物とはまゆりを復元する費用、合わせて、あとは維持経費を含めたものが40年間の経費を合わせて4億何がしになることになっておりますが、昨日同僚議員の質問の中で少し違和感を覚えたのは、この基金で復元するのははまゆりであって、建物を残すことではないみたいな、何か町長の答弁があったに記憶するんですが、本来、この復元という条例で定めているものは、はまゆりだけを復元すればいいのではなくて、副町長が先ほど答弁されたように、一体のものとして考えるのが常識ではないかなと思いますが、昨日の同僚議員の答弁に答えろというのもおかしい話なんですが、その辺の町長の認識をもう一度お尋ねをいたします。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 今回の基金の状況から復元をするという形になり、元に戻すという形の基金条例であります。そのための基金ですので、何か格好を、例えば軽くするとか、何か形を変えるということではない、条例上は、そういう部分になりますので、そういいながらも、やはり建物自体がそれに耐えなければならないところになりますから、その中では、今回の状況の中では、復元を含めて様々その建物を使ってはまゆりを復元に近い形では難しいだろうという考え方であります。また、所有者の方々も解体をということと様々に解体とか、土地を売ることも含めて、やはりこれからのことを考えられて所有者も理解をいただいているところでありますので、建物を残すという形になれば

私たちがその部分を買い取ればいいという話は確かにあるんですが、それを活用して、 例えばそれを呼んできて建物だけでということにはならないだろうと。当初の目的の復 元をすることによってという当初の条例制定の意味からすれば、それはそれとして意義 があったことなんですが、それができない状況であれば解体をして更地にしながらその 周辺をしっかりと整備をしていきたいと、こう思っております。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 所有者があることであって、この10年という、条例が制定されて からであれば間もなく9年となるんでしょうか。この間、恐らく平成24年に条例に制定 されたことから、認定NPOであったり、所有者の方であったり、恐らく当局が、町が ちゃんとやってくれるんだろうと期待をしていたはずです。しかしながら、残念なこと にここに来ていきなり条例を改正、これをただ単にお金の問題とか、この9年近い間、 翻弄された所有者さん、そういった多くのまた寄附を寄せた方々に対して、本当に申し 訳ない話だと思うのです。その辺について、当局の考えをお尋ねいたします。
- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) これまで寄附をされた方々に対しては、やはり町からできる限り、寄附を頂いたときの連絡先等もございますので、そういった方々には改めて町の考えを丁寧に伝えて、理解を賜ってまいりたいと、そのように考えております。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 寄附された方には、理解を得る努力をされるということは分かりました。

さて、この認定NPOとの中で協議したことが、文書として保管されているということだったんですが、本来であればこういったものも全協の中で示されて、議員への理解を図るということも必要だったのではないかと思いますが、なぜその文書が示されなかったのかをお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 協議内容については、打合せ記録簿という形で私どもでは記録を取って決裁を取って保管している状況でございます。議会全員協議会で説明するに当たっては、そういったNPO法人の方々とも町の考えをお話しして理解を求めているという説明で足りるものと考え、その資料は出しておりません。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。

- ○7番(東梅 守君) いずれにしろもうちょっと時間を置いて、まだ今議会にはこの条 例の改正は出されておりませんので、時間があります。ぜひ議会側との議論をした上で、 当然的に理解を得られる、みんなに理解を得られる条例の改正でなければいけないと私 は考えます。ぜひその辺をきちっとしてやりたいと思いますので、そういったことを町 長も考えているのであれば、今回全協を開いて改正の説明があったのにもかかわらず、 条例改正が出されていないというところがございました。 当局のその辺の考え方もある んだろうと思います。その辺の考え方をもう一度お話しいただければと思います。
- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 今回の9月の定例会については、解体に係る補償費用というだけで補正予算を計上させていただきます。条例改正につきましては、やはりこれまでの取組の経過等も踏まえ、やはりNPO法人さんもはまゆりの復元に向けてこれまで活動された経緯等もございますので、町側の考えをお示しして理解を得た上で条例改正をしていきたいと考えております。また、その説明に当たっては、復元に代わる方法というところを協議しながら一緒に考えていければと考えているところでございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 今財政課長から補正予算に解体の部分の予算が計上されているという話がありました。ということは、条例改正もせずに先行して観光船はまゆりが乗っていた旧民宿あかぶの建物は壊すという考えでよろしいんでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 環境整備課長。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) この予算可決後、所有者の方と保証契約を結びまして、その中で保証契約上の前払いをしてお払いして、所有者の方で解体していただきまして、解体を確認した上で、残りの残金を払い、その後、更地になった段階で土地売買の契約をして所有権を移転するという流れになります。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 確かに復興事業の進捗という問題もございまして、解体を急がなければいけないという、その辺も理解は私もしております。しかしながら、条例が改正されない、このものが残ったままで解体だけが先行するというのは、ちょっと何か順序が違うのではないかなと私は思いますが、その辺の認識について、再度お尋ねいたします。
- ○議長(小松則明君) 環境整備課長。

- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) 昨日、阿部俊作議員から10年間何もやってこなかったんじゃないですかという御発言もございましたが、所有者と私は10年間ずっとやってきて、先ほど条例の話も出ましたが、ある意味、この復元に係っては、熱意のある方々が多くあって、それにほだされたような格好で、条例の制定とか、あるいは所有者も一時的にそういったものがありましたが、この10年間というのはかなり所有者を苦しめたものでして、その中において、今回こういった中でいろいろな条件をうちでも弁護士さんとかと相談した上で、所有者の、被災者の意向に沿いたいと考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) まだ私はちょっと納得はしておりません。本来であれば条例改正 をきちっとした上で、全部認定に行くよう関係する方々に理解を得られた上で本来は改 正をし、その上で、解体という手続に入るのが本来の筋ではないかなと私は考えます。 その辺、予算が出ているとはいえ、そこには私はちょっと納得ができませんので、もし かすると反対ということにならざるを得ないかと思います。

それで、続けて聞きます。町長の初日の行政報告では、この問題には一切触れられておりません。大きく関連する伝承という部分についても全く触れておりません。なぜかといいますと、この大槌町では、震災伝承に関わって伝承室というものを設置し、室長を再任用という形で採用し、その後、わずか2か月で室長は副町長となられ、そして、昨日の同僚議員の質問の中で、企画財政課長が兼務なんだと。こういう大事な震災伝承室というものを企画財政課長に兼務させる、本当にこれでいいんでしょうか。全協で提案した条例改正をこれからどう進めるかは聞きましたけれども、町長の行政報告の中で、伝承問題に触れてこなかった、触れなかった理由は何なのかをお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 行政報告は、どこまでも6月以降からこれまでのことを報告する ことですので、議案を含めてこれからという部分については、その中に盛り込んでいな いということになろうと思います。項目立てにしっかりと6月以降の状況を報告をした ということですから、その中に今回のことは入っていないということで、まず御理解を いただきたいと思います。

また、震災伝承という形になります。大きな枠とすればもう既にコンセプトは立ち上がっているわけで、御存じのとおり、「生きる証」、「生きた証」、様々な形で取り組まれているということは十分承知をいただいていると思います。そういいながらも鎮魂

の森を含めて様々な伝承の在り方の大枠をつくってという部分で、今回震災伝承室をつくりました。今回副町長不在というところで急遽室長を副町長にという形になりましたけれども、決してそこは兼務といいながらも、今までやってきた副町長が連携をしながらしっかりとやっていくという形になりますので、これからのことについて心配をされることは十分承知をしながらもしっかりとした形での震災伝承の在り方のプラットホームをしっかりとここで立ち上げて、そして、それを形にして、それぞれが、震災伝承室が実施するわけじゃなくて、これからの考え方をまとめて、それを各部署が実際にしていくという形になりますので、この1年の中で、早い段階での大きな枠組みをつくっていきたい、それについては、今企画財政課長が鎮魂の森を含めて、はまゆりも含めて全体としてのまとめ役の部分も大きく担っているところはありますから、決して今の全体をつくる中で、企画財政課長が力不足とか、そういう部分ではなく一体的につくる分には今回の兼務はそれなりに意義があることだと思っております。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 企画財政課長に対する町長の期待のほどがうかがえます。しかしながら、この震災伝承というものは、他の自治体の取決めから比べると大槌町は遅れているのではないかということを以前にもお話をさせていただきました。他の自治体では、どんどんどん伝承する人材を育てたり、または、見てもらう施設の充実を図ったり、または、外に対するPR活動であったり、様々な取組をされています。ただ、残念ながら大槌町ではまだそこまでに至っていないというのが私の感じているところであります。そういった中で、企画財政課長となれば大変な仕事量ではないのかなと私は認識しております。その中で、この室長もこの室長も兼務だよというのは、町長の期待は分かりますけれども、課長にとっては重荷になっていないかなというところを大変私たちが心配するところなんです。その辺を踏まえてどう前室長はフォローされていくのか、また、副町長に当たっては、また町長をフォローする意味でも全体をつかさどる意味でも大変な業務であろうと思います。その中で、本当に震災伝承をやり切れていけるのか、その辺をお尋ねいたします。
- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) お答え申し上げます。

大槌町の震災伝承につきまして、東梅議員から不十分であるとの指摘がございましたが、当町としましては、これまで10年間におきまして震災伝承に係る事業は、これから

実施することも含めておよそ13の事業を計画しております。そのうち、継続もしくはこれから手をつけるものを含めて5つほど残っております。大きな方針については、先ほど町長が述べられたとおり、平成28年、27年について、方針は決めておりますので、その方針に沿って具体的にどういうことをしていくかという中で、既にその13の事業のうち、5事業を残すのみという状況でございます。したがいまして、大槌町が震災伝承の取組について遅れていると、不十分であるかもしれないけれども、遅れているという認識は、私はございません。

もう一つ申し上げますと、大槌町の震災伝承の特徴というのは、いわゆる様々なハードウェアを、ハードを造ったりということも必要ではございますけれども、特に大槌町の震災伝承の特徴というのは、これまで生きた証を、もう皆さん御存じのとおり、生きた証回顧録も含めまして、町民の皆さんとともに一緒に震災伝承について考え、やってきた……。

- ○議長(小松則明君) 簡潔にお願いいたします。
- ○副町長(北田竹美君) 分かりました。

そこが、重要な部分だと思いますので、この場をお借りしまして、大槌町の震災伝承 は、町民の皆様、あるいは議員の皆様を含めまして一緒につくってきているものだとい う御認識に立っていただければと思います。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 丁寧に副町長が答えられていますので、副町長にお尋ねをいたします。

この条例に定められてあったはまゆりというものの扱いについて、伝承というところをこれまでやってくる中で、副町長はどのようにこのはまゆりを、条例に定められているものを取り扱ってきたのかをお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) はまゆりにつきましては、先ほど来の過去の事例を含めまして、なかなか残す、残さないという議論まで昇華させることができなかったという状況になろうかと思います。ただ、もう一つ、先ほども言いましたとおり、伝承というのは残すだけでもないし、あるいは残すことも正しいし、残さないことも正しい。これはもう旧庁舎も含めての議論だったと思います。その中でどういう道を求めていくかということにつきましては、町民の皆さんときちっと議論をしていく中で決めていくべきものだと

考えておりますので、はまゆりについても同様な考えでございます。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 分かりました。

ただ、これまでもよく言われる震災遺構と呼ばれるものは、私もその実物と、それから記録、書かれたもの、写真とか、映像とか、そういうものだけではどうも個人差が、受ける、当時の様子であったりとか、災害の恐さを知る上で、実物を見るのとその物では全然違いがあるのではないのかなと感じております。本来であれば、残せるものがあるのであればきちっと残して、そこにきちっと伝えるものをつくっていくというのが大事だったのではないかなと私は考えるわけです。

町長もこれまで、忘れない、伝える、備えると言ってこられました。また、その中で、 町長は、私も語り部になりますという話もございました。さて、この語り部なんですけ れども、大槌町内に何人の方がいらして、どういう活動をされているのか、もし副町長、 御存じであればお答えしていただきたいと思いますし、これまでそういった方々の伝承 の在り方に対して聞き取りなりなんなりをされてきたのかもお尋ねをいたします。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 語り部の正確な人数については、私どもは本町の中に何人いるかということについては、残念ながら把握はしておりません。ただし、語り部の方々が活動しているという状況も知っております。そしてまた、今後大槌町としての語り部がどうあるべきかという方向について、きちんと整理をしていかなければいけないという意識ではございまして、これは町としてこの語り部の活動を推進していく方向で考えたいと思っております。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) この震災伝承という形では、これまで町内を案内する上で、いろんな遺物と言っていいのか、遺構と言っていいのか、そういうものがあって、案内して説明するのにも大変役立ってきたと私は認識をしております。それが一つずつ、この町がきれいになっていくに従って消えていく。過去の記憶が消えていく。大変残念でならないなと私は思っております。伝承をする人たち、語り部をする人たちにとっては、当時に対する思い、多くの犠牲を出した町としてきちっと伝えなければいけないという使命の中で、やっていると思います。それをこれまで、間もなく10年になろうとするときにまだその辺を把握されていない。果たしてそれできちっとした伝承を大槌はしていけ

るんでしょうか。中には、その伝承活動をする中で病に倒れ、入院されている方もおります。そういった方からもう話を聞くことはできないんです。もっと早くやるべきだったのではないかな。伝承室の担うべき役割というのは、大きいと思います。ぜひそういったところを含め、伝承室はきちっと早めの伝承の在り方をやる意味では、当然伝承室だけでやれるものではありません。先ほど来答弁にもあるように、当局はよく協働という言葉を様々な場面で使っております。ただ、今回の条例の改正に当たっても何にしてもそうですけれども、協働というところがどうも見えてこない。当局から一方的に出されてきて、何か議論の場が少な過ぎるのではないのかな。あのまちづくりをするときの議論はどこにいったんだろう。大変その辺が残念でならないんですが、もう一度町長にお尋ねします。今回の件を含め、協働という言葉を含め、これからのまちづくりのありようをどう考えていくのか、お尋ねをいたします。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 今回のはまゆりの復元に対しましては、やはり議員御指摘のとおりのまちづくりの中の復興協議会の中でも話が出ております、赤浜においても同じような形で。ですから、決してクローズしたものじゃなくて、そういう話がオープンに出ていて、そういう中で、赤浜、様々な形の中で、ある程度の現実的な寄附の金額もそうなんですが、現実的に復元をする、復元ということに関しては、なかなか難しいという思いはございます。

また、これからのまちづくりの中で、今回準備室という形で設けさせていただきました。やはりこれからは人口も少なくなり、財政的にも厳しくなりという中では、お互いに行政も、また民間も、また個人だけではなく、団体も含めて、企業も含めて、もしかしたら震災に関わった多くの団体の方々と一緒になってまちづくりの、魅力的なまちづくりをするためのそういう場所とか、空間を超えてなりますから、今のコロナ禍においてもオンラインとか、様々な形での取組が必要じゃないかなと思います。そういうことで、これからも準備室が今立ち上げている協働というものを具体化、具現化するための取組はしっかりとやっていきたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 時間もあまりありませんので、最後に、先ほど寄附者への理解を得られるように努めていくという企画財政課長の答弁がございました。理解を得る中で、 寄附者の中には納得できない方もおられるのではないかなと私は思うわけです。そして、

仮に返金をしなければ、法律的には寄附に関しては返す必要はないという昨日の同僚議員の質問の中でもございました。答弁にございましたので、それは分かりました。しかしながら、他県の事例として、理解を得られなかった人に返金をしたという事例がございます。そういった観点に立って、もし当町でもそういう方がいた場合には、返金に応じるのかどうかをお尋ねをいたします。

- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 寄附者に対しては、個別に対応してまいりたいと考えております。今の段階で返金する、しないというところはまだ明言は避けたいと思います。 いずれ理解をしていただけるように説明をして、個別に対応していきたいと考えております。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) そうですね。きちっと考えていただきたいと思います。

返金手続となれば、当然議会への説明も必要になりますし、もしかしたら条例の制定 も必要になるかもしれない。また、寄附者によっては、指定寄附をすることによって税 制優遇も受けられている方もいらっしゃるかもしれないと。様々な問題点をはらんでい ます。ぜひそういった意味でもきちっと手続を踏んでほしいなと思います。

それから、今回の条例のことになりますけれども、私たちもこれから当局から出された条例に関しては、精査の上でなければなかなか前に進めないという部分が出てきたなと感じております。ぜひ当局におかれましてもこの条例の制定に当たっては、慎重な議論を互いに重ねた上での条例となることを願っております。

また、震災復興も間もなく10年という一区切りがやってまいります。まだまだ町民の皆さんの生活が安心安全な町となったとは私も捉えておりません。ぜひそういった意味で、もっともっと町民は、私たち含め、議員含め、当局との話合いの場または意見交換できる場を望んでいるのではないかなと私は思っておりますので、ぜひ町民の声に耳を傾ける、寄り添うという形で進めていただくことを願って、お願いをして、私の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長(小松則明君) 議長から申し添えます。当局に当たっても議員の質問内容、それ を熟知の上、御回答願うようお願いいたします。

東梅 守君の質問を終結いたします。

11時35分まで休憩いたします。

\_\_\_\_\_\_

再 開

午前11時35分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。御登壇願います。佐々木慶一君。

○3番(佐々木慶一君) 創生会の佐々木慶一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問に入らせていただきます。

その前に、近年私たちの経験や想定を超越する自然界の様々な事象が、地球規模で人類を脅かしていると皆さんも感じていることと思います。人間の力では防ぎようがない東日本大震災のような大規模地震津波の発生とか、もしかしたら人類の文明活動が影響しているかもしれない地球温暖化による大雨や大型台風の発生、さらには今地球規模で脅威にさらされている新型コロナウイルスの蔓延、この新型コロナウイルスに関しては、いよいよ私たちの身近にも迫ってきているという危機意識は、多くの方が感じていると思います。私たちは、このように様々な自然界のリスクとも背中合わせで生きていかなければなりません。しかし、そのリスクもある程度日常生活における備えで防げるものもあるため、常日頃から危機管理意識を十分に持つことが必要だということも一方では考え、備えておかなければならないと感じているところでございます。

さて、来年の3月11日には、東日本大震災から10年という節目を迎えることになります。復興におけるハードの事業は、防潮堤に代表される一部の事業を残して終盤を迎えていますが、足元の暮らしを改めて見つめ直した際、今後必要と思われる取組のうち、以下の2点について伺います。

1つ目は、中央公民館各分館を中心とした、生涯学習・運動面での施設利用の促進についてであります。

震災後、地域住民の文化活動や屋内運動の場として、文化交流センターや中央公民館各分館が、ここ数年で順次会館・運用されてきました。特におしゃっちは、町の中心部にあることもあり、多くの利用者がある一方で、各地区の文化・体育活動の拠点となるべき中央公民館の各分館の利用頻度が高くないようなところもあるように感じております。2019年度の利用状況を踏まえて、「利用促進取組」「施設の改善点」「利用料金、特に子供を対象とした利用料金の見直し」等の視点で見たときに、現在の運用に対して改善の余地がないか、また改善の余地があるとしたら、どのような対応が考えられるか

という点について伺います。

2つ目に、新たな町の形を背景とした交通インフラの改善についてでございます。

震災後、大槌町の人口が大きく減少したことを背景に、新たなまちづくりに当たっては、「コンパクトなまちづくり」をコンセプトの一つとして進められてきました。ただし、その「コンパクト」の定義は、「1か所に全ての機能を集約する」というものではなく、「文教地区」「医療地区」「産業地区」「居住地区」等、それぞれの地域ごとに主要機能を備えた、機能分散型のコンパクトな町としました。その結果、機能分散した地域間を移動するには、各地域を結ぶ交通インフラの整備が重要となっています。自家用車、バス、タクシー等を含め、交通網整備はどのように進めていくか、特に高齢者や障害者、車を持たない人などの地域間移動の在り方について、当局の考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

中央公民館各分館を中心とした生涯学習・運動面での施設利用の促進については、教育長が答弁いたします。

次に、新たな町の形を背景とした交通インフラの改善についてお答えをいたします。

町が掲げる公共交通ネットワークの姿は、再生した町と各地域をつなぐ効率的な新しい交通ネットワークの構築であり、鉄道と広域バスからなる広域交通、町民バスやタクシー等で構成される町内路線が、交通結節点である大槌駅と乗り継ぎ拠点等であるマスト、県立大槌病院等において連結することにより、機能性と持続性、そして利便性を兼ね備えたネットワークの構築を目指しているところであります。

現在の町内における公共交通につきましては、平成29年5月に策定した大槌町地域公共交通網形成計画に基づき、幹線バス路線である岩手県交通バス、町内バス路線である町民バスとタクシー、三陸鉄道リアス線により、公共交通網が形成されております。復興の進捗に伴い、町民生活は、新たに造成した団地への移転や恒久的な住まいである住宅など、環境の変化が大きく、新しい町の形に合わせた地域公共交通ネットワークと持続可能な運行を再構築していくことが必要であります。特にも町民生活の足である町民バスは、町の現状を踏まえ、運行経路及び運行ダイヤ再編を適宜行い、持続可能な公共交通網を形成する必要があることから、計画的に取り組んでまいります。また、高齢者や障害者の方々など、公共交通の利用が不便な地域に居住する移動制限者の外出を支援

するとともに公共交通の利用促進を図ることを目的として他市町村等の様々な交通手段を参考に、バス、鉄道、タクシーなど、各種交通モードの効率的な連携による生活・観 光両面による移動利便性の向上について、調査、検討を進めてまいります。

- ○議長(小松則明君) 教育長。
- ○教育長(沼田義孝君) 佐々木慶一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中央公民館各分館を中心とした生涯学習・運動面での施設利用の促進についてお答えします。

昨年度の赤浜分館完成により、ハード面の整備は終了したところであります。今後の公民館運営としましては、地域が、公民館活動と将来にわたって主体的に関わる学習を計画的、持続的に発展していく場所と捉えております。地域住民同士が楽しく学び合い、体を動かし、地域住民が持っている知識や技術、例えば郷土史等をテーマとした教養講座や防災講座、世代間交流による昔遊び教室など、地域の方々に、子供たちに教え、育てる活動の場として集う、学ぶ、結ぶの役割を担いながら、コミュニケーションを大切にし、事業を推進してまいります。

なお、分館の利用者は、昨年度実績で延べ1万6,000人を超えており、赤浜分館の本設に伴い、さらなる利用増を見込んでいるところであります。

また、各分館における体育活動につきましては、主に分館に併設した避難ホール等を 御利用いただいているところですが、当該施設は使用を体育施設として整備してないこ とから、ソフトバレー等の軽スポーツに類する種目での利用をお願いしているところで あり、今後も施設の破損等を生じさせない程度で楽しめる軽スポーツの普及に努めてま いります。

利用料金につきましては、少子高齢化の進行等に伴い、財政状況も厳しさを増すことも予想され、今後も持続可能な施設運営が可能となるよう、現在整備中の屋外運動施設の完成後における社会教育施設の利用状況等も踏まえながら検討を進めてまいります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) それでは、通告書の順番に従って再質問をさせていただきます。 まず、公共施設の利用状況についてお伺いしたいと思います。

あと半年で震災から10年が経過するということで、ハード事業はほぼ終了して、町民 もあの日の記憶は残したまま新たな生活を始めているという、今足元の状況かと思いま す。震災後に多くの町民が願っていた新しい居住地での落ち着いた生活というのもほぼ 手に入れて、現在住民同士の交流の機会というのは、非常に重要な位置づけになっておるものと認識しております。

震災後に完成した比較的規模が大きい住民交流施設として、文化交流センター、いわゆるおしゃっちであるとか、今質問で出しました各地区の分館、大槌町中央公民館の各分館ですね。ちょっと本日、ふだん耳慣れている公民館という呼び方をさせていただくかもしれません。安渡公民館、吉里吉里公民館、赤浜公民館、それらができて供用されてまいりました。まず、この辺のそういう住民交流が重要な位置づけにされているという中で、この辺の施設の利用状況をまず確認したいと思いますけれども、質問の通告文では、2019年度という言い方をしていましたけれども、年度で区切ると実は3月というのは、恐らくコロナウイルスの影響で各施設とも使用がほとんどされていないんじゃないかなと思います。下手すると2月のデータも少ないのかもしれませんので、もし対応可能であれば2019年のデータとしてできればお答えいただきたい。不都合があれば年度でもよろしいですけれども。そうしたときに、まずおしゃっちについてですけれども、ふだんは頻繁にあそこに通りかかったり、立ち寄ったりしますと、非常に活発に使用されているようですけれども、活発といってもちょっと定量的にイメージが湧かなくて、どの程度の使用人数、あるいは使用件数があるのか、できれば2019年の1年のデータで定量的に把握されているのであればお示しいただきたいと思います。

- ○議長(小松則明君) コミュニティ室長。
- ○コミュニティ総合支援室長(高橋伸也君) 文化交流施設の利用状況について、2019年 の1月から12月の状況をお答え申し上げます。

予約件数でありますが、1,500件余り、それから人数にいたしますと大体3万人弱くらいの御利用をいただいているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 人数で3万人で、1年間、たった1年で3万人で、1,500件以上というのは物すごい数字だと思います。ソフト運用をするための公共施設としては、非常に利用されている有効な施設であるというのは、この辺からもうかがえると思いますけれども、利用者が多いのは、立地条件も町の中心部にありますので、非常に使いやすいというところもあると思います。基本的に使いたい人間が申し込んで利用する形になっていると思いますけれども、それ以外に使わせるという動きと管理者側として利用促進の取組というのは特にされているんでしょうか。

- ○議長(小松則明君) コミュニティ支援室長。
- ○コミュニティ総合支援室長(高橋伸也君) 2019年の文化交流施設の運営につきましては、町が直営で実施をしてきたところでございます。この間、利用促進の取組といたしましては、独自の企画事業といたしまして、1周年記念行事としての中心にぎわいの創出の文化交流事業として、大槌屋台村実行委員会さんとかに委託をしながらの1周年記念行事ですとか、あるいは体験型の防災イベント、こちらは令和元年8月に開催いたしましたし、あるいは音楽イベントとしてハンズ・アラキ・ジャパンツアーインおしゃっちというような独自企画をやってまいりました。そのほか、民間団体の方々の企画として安渡アーカイブ実行委員会さんによる展示企画ですとか、そういう民間団体の方々と連携した共有スペースでの企画を持ちながら利用促進を図ってきたというところでございます。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 町民自らの利用だけじゃなくて管理者側のそういった積極的な 取組によってのこの数字なんだと思います。特に恐らく数字で把握されているというこ とは、申込み者数のデータだと思いますけれども、あそこの使い方を見てみますと、フ リースペースにいつ行っても頻繁に人がいて使っている。町民にとっても非常に使いや すいスペースになっていますので、そういった人数を含めると、先ほど報告がありまし た3万人とかという数字では収まらない数字の人たちが、おしゃっちを利用されている と思いますので、非常に有効な成功例の一つの設備だなと今改めて認識しております。 この点については、非常によろしいかと思います。

次に、各地区の公民館、正確に言うと分館なんでしょうけれども、公民館についてです。公民館の位置づけというのは、中央公民館を拠点にはしていると思いますけれども、各地区ごとにもそれぞれ地域住民の交流場であるとか、生涯学習の場ということでそういった施設は重要だということで、恐らく被災した公民館を中心に順次復旧されてきているんだと思いますが、公民館の地域住民における位置づけ、使い方というのは、どうあるべきだと認識しているのか、その辺をまず伺いたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) まず、町内には吉里吉里分館をはじめ、7つの分館があるわけでございます。いわゆる社会教育法に基づく公民館として地域住民のための社会教育施設であり、その役割や目的においては、社会生活に役立つ教育、そして文化的な

各事業等を行い、住民の教養の向上や生活文化の振興、社会福祉やコミュニティーがより発展するためのそうした役割を担う場であると考えております。

- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 分かりました。まさにそのとおりだと思います。公民館の位置づけというのは、地域住民のための社会教育の場、文化活動の場、コミュニティーの場ということで重要な位置づけをされていると思います。

一方で、これは当然なんですけれども、おしゃっちを含めて、使用する場合は、当然利用料金というのを支払って使っています。非常に安い値段で設定されていると思いますけれども、今の目的からすると住民に積極的に使ってもらうために無料で使うというやり方もあると思いますが、それだと全然収拾がつかなくなると思いますので、使用料金は取っているんだと思います。この使用料金の設定なんですけれども、これは例えば各公民館の運営資金として重要だという位置づけなのか、それともそうじゃなくて、無料にすると収拾がつかなくなるので、一応料金は設定しているという考えなのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 今議員がおっしゃったとおり、基本的には受益者負担ということになるわけですけれども、いずれ各地区の公民館も公共施設である以上は、利用施設の内容に即した一定の使用料を徴収し、また、応分の負担をしていただくというのが原則だと思うので、ただし、今御説明したとおり、本来の公民館の社会教育的な役割、そしてまた目的を達成するという施設であることは、十分我々も認識してございます。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) ちょっと十分なお答えじゃなかったと思いますけれども、恐らくその収益性については、使用料で運営を賄うというところまでは恐らくいっていないんだと思います。違っていたら後で御答弁ください。利用してもらうということが、一番のああいった施設の目的だと思いますので、そういった目で見て、各分館の使用料、今、先ほどおしゃっちから使用料の御報告がありましたけれども、震災後にできた新しい公民館の使用状況というのもお伺いしたいんですけれども、赤浜公民館については、実は昨年末に竣工して、実質使用されたのは今年からということだと思いますので、データとしてもそろわないと思いますので、まず、例えば吉里吉里分館、2018年に供用さ

れていますけれども、吉里吉里公民館の2019年の1年間の使用人数であるとか、使用件 数等のデータがあればちょっと教えていただきたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 私の手持ちの資料でございますが、令和元年度、2019年 の1年間の利用数は、ホール、そして会議室の全室の利用者の総数がおおむね9,500人と なっています。使用件数は同じ団体さんとか、複数の施設をまたがって使用しているの もございますので、大体490件ほどになってございます。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) こうして見ると吉里吉里分館、1つの地域で活用されているのが9,500人、1万人くらいの人数が使用されているということで、ここも非常に活発に利用されているなという印象を受けました。

よく祭り時期、今年は残念ながらコロナウイルスの影響で祭りはなかったんですけれども、祭りの時期になると各団体の利用が頻繁になりまして、そこで使用人数が多くなっている傾向があるんじゃないかなと思いますけれども、ちなみに祭りの時期の9月を除いたときの使用人数、先ほど9,500人ほどトータルで1年間であるといいますけれども、祭りの時期の9月を除くと何人くらいの使用になっていますでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 吉里吉里は主にあれてすけれども、各分館というのもありますので、安渡分館で、(「まずは吉里吉里で」の声あり) 吉里吉里は、私のほうでは約9,000人で、大体550件ということです。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 約1万人のうち、祭りを除く9,000人と、大体1割の人が祭りの時期に使用されている。それ以外の時期については、1月から9月を除き、12月まで。この数字だけを見ると均等に1,000人ずつくらい使われているのかなと印象を受けました。非常によく使われているんだと思います。
  - 一方で、安渡地区の公民館ですけれども、これも同じように1年間の使用人数と祭りの練習の月を除いた使用人数等がもし分かれば教えてください。
- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 安渡分館については、令和元年の1年間の利用者数が総勢3,700人、使用件数については、先ほど同様に複数の施設をまたがっての使用分も含め、

140件ほどでございます。そして、ホールの1年間の使用件数は48件、そして祭りの9月を除きますとその利用者数は5件ということになっております。(「祭り除きの9月の人数。9月除きの1年間の人数」の声あり)

- ○議長(小松則明君) 質問の内容。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 祭りの9月除きの人数は、約2,300人ということで約100件でございます。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 今ちょっともしかしたら聞き違いじゃないかなという数字も出てきたんですけれども、まず最初に、おしゃっちで3万人、吉里吉里分館で1万人、安渡公民館については3,700人、比較的規模の大きな施設だと思っているんですけれども、使用人数は何か非常に少ないように感じます。祭りを除くと2,300人ということで、祭りでは大体その時期に1,000人くらい使われている。吉里吉里も全部で1万人で、祭り除きで9,000人ということは大体1,000人くらい。祭りの9月の使用人数は同じくらいなのに、年間を通すと吉里吉里が9,000人に対して安渡地区が2,300人、非常に使われ方としてはよくないように思います。この辺に何か使われ方に問題があるんじゃないかなと思いますけれども、今の数字で気になったのは、避難ホールについての1年間の利用件数は48件、それは非常に少ないんじゃないかなと思います。なおかつ、その後にコメントがありました避難ホールというのは、祭りの時期にも当然いろんな団体が使いますけれども、その利用件数を除くと、48件のうち利用件数を除くと年間の使用量が5件、これは非常に問題じゃないでしょうか。あれだけの設備の整ったところで5件しか使われていないというのは、何か問題があるような気がします。

以前、ちょっとここでもお話ししたことなんですが、まず、一番新しくできた赤浜公民館、赤浜分館については、多目的ホールという名称で、運動もできるようにあらかじめそういう使用に設計されて作られております。床にはバレーボールなんかのポールを立てられるように、ホールの中にはプレーができるように線を引いて、プレーコートがあったりということがあったんですけれども、安渡分館についてはそういうものがありません。というのも一つ問題になっているんじゃないかな。要するに使い勝手として悪くなっているんじゃないかなという印象を持っています。竣工当初は、安渡公民館の避難ホールについては、復興交付金で建物を避難ホールとして造ったので、運動はできないということでスタートしたんですけれども、住民の要望とか、あるいは同僚議員の後

押し等もあって、軽スポーツならできるように、ソフトバレーとか、卓球とか、バドミントンとか、そういった軽スポーツなら使ってもいいですよということで返事をいただいた経緯があります。しかしながら、先ほど申しましたように、バレーボールのポールを立てるところもないし、コートもないというところでバドミントンをやってくださいといっても使える状態じゃないと思います。そういったところが利用数の足を引っ張っているんじゃないかなと思いますけれども、この辺の対応はどうされているのか、御答弁いただければ。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 今佐々木議員がおっしゃったように、避難ホールは、当初は避難ホールという目的に即した使用するということで、なかなか運動スポーツ全般の利用が当初難しかったという、そういう利用制限があったと。そして、いずれ今お話ししたように、地域住民から要望があって、今年からそういったソフトバレー、バドミントンのような軽スポーツが利用可能である。こちらの使用の許可をしてございます。この軽スポーツにて、いわゆるソフトバレーとか、バドミントン、そういったコートにつきましては、最近教育委員会でも施設内のほうにテープ等を貼りつけて設定してございます。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) ちょっとその状況は分からなかったので、それはいつやったんでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) すみません。(聴取不能) 今月に入ってやりました。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 分かりました。であれば、知らなくて当然ですね。

今月からそういう使えるような状況になったと。バドミントン、ソフトバレーはやっていいですよと。しかも、プレーできるようなコート整備も今月終わったということで、 先ほど御報告があった年間5件の使用回数は、何とか増やして、住民にも使いやすいような施設として運用していただければなと思います。

私もちょっとこの状況が分からなかったので、地域住民も当然知らないと思いますので、地域住民に対する周知でありますとか、利用促進の事業取組といった形でも積極的に行ってほしいと思いますが、御答弁があれば。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 今議員おっしゃったように、今後そういった状況を、軽 スポーツができる環境になっているということは、今後我々も周知していきたいと考え ます。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) それと、利用率が低いというところで、利用の活性化の視点で見てみますと、これは人数にもしかしたらカウントされないかもしれませんけれども、実は安渡公民館に関しては、震災前は一般の人たちがお金を払って使うというやり方だけじゃなくて、地域の子供たちが、学校が終わった後に、あるいは休みの日に、昔でいうと公民館の避難ホールで遊んだりとか、あるいは館長の指導で、使わせる前にちゃんと宿題をやれよということでそこで宿題をやらせた後に、終わった人は遊ばせたりとかというような取組もやっていました。こういった使い方、当時は公民館事業としてやったんだと思いますけれども、子供たちにも自由に使ってもらうという発想はあるんでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 前、子供の遊び場がないというところも様々議論がございまして、例えば屋内施設でこういった公民館施設、最近出来上がったということで、これにつきましては、教育委員会でも特に各分館の実施事業において、例えば放課後の子供の居場所づくりとか、また、子供向けのソフト事業、さらに地域の高齢者の方の世代間交流などの各事業を企画し、実施してもらうようにこちらからも指導、働きかけを行っているところでございます。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 普通に使う人については、使用料金を当然取っていいと思いますけれども、例えば放課後の小学生くらいの子供が遊びたいといったときに、普通ホールでいうと、安渡公民館のホールでいうと避難ホールで1時間700円の使用料がかかるわけですね。夜間になると900円。震災後に町は整備されて、道路も整備されて、家も新しくなったんですけれども、なかなか遊び場がなくて困っているという状況がある。そういった中で、公民館の避難ホールというのは、非常に有効な遊び場になると思います。そこで遊んでくださいといっても、今の仕組みのままだと小学生が700円を持っていって1時間遊ぶ、1時間じゃ済まないので2時間遊ぶとなると1,400円もかかる。こういう使

い方というのは、とても現実的じゃないと思いますので、今答弁があったように、例えば公民館の事業として子供の遊び場創生事業でも何でもいいんですけれども、そういった形で、実際に困っている子供たちにも目を向けた取組というのを考えていただきたいと思います。そういった前向きの姿勢だと今御答弁いただいたと思いますので、もう一度確認します。よろしくお願いします。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。大丈夫、子供たちはただで使えるという判断でよるしいんですか。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 今お話しされたように、まずいずれ公民館の各事業、公 民館には運営委員会というのがあるんですが、そうした委員の御意見も聞きながら、そ してまた、その分館長さんの分館の実施事業としても、そういった子供の、例えば放課 後の居場所づくりとか、そういった事業で使ってもらえればと感じております。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 分かりました。

基本的には、あくまでも基本的な考えなんですけれども、子供であろうが大人であろうが、申し込んで利用するのであれば、料金を取るというのは、そこはあまり崩さないほうがいいと思います。ただ、現実的に子供たちにも使いやすいような環境をつくるという意味で、公民館の事業として遊び場提供事業みたいな形で、ソフト運用でそこは何とでもなるんじゃないかなと思いますので、そこは知恵を出してもらって使い勝手のいい、せっかく億単位のお金をかけて造った施設ですので、使い勝手のいい施設にしてもらえればなと思います。

例えば安渡分館、安渡公民館に関して言いますと、避難ホール以外に2階にも実は防 災展示室というスペースがあって、あそこも恐らくほとんど使われていないと思います。 今公民館には、地域住民の動きによっていろんな運動器具等を備えていますけれども、 そういう使用制約があるということで、使いにくいということで、今使われていなかっ たりもしています。こういったところを柔軟に運用するというのも住民の利便性を増す、 利用性を増すというやり方につながってくるんじゃないかなと思いますけれども、その 辺の考え方をお伺いしたいと思います。

例えば、先ほど申しました避難ホールという名称であるので、運動はできませんよという当初の考え方だったんですけれども、実際は、新年会であるとか、老友会のゲーム遊びとかという使われ方をしています。今回は、もう一歩踏み込んでもらって、ソフト

スポーツであれば使ってもいいだろうというところまで踏み込んでいる。あるいは、会議室なんかも会議だけをするんじゃなくて、地域住民の人が能楽師なんかを呼んで能舞台みたいな小さなショーをやったりとか、芸能発表をやったりとかというような使い方をしています。そういった意味で、避難の展示ホールは、運動器具等を今置いているところも防災のための展示ホールというだけじゃなくて、名前にこだわらないで、住民が使いやすいような、特にそういう使い方をすると悪い影響を与えるとか、物を壊すとか、汚すとかというのがなければ、柔軟に使わせることも今後公民館の利用率を高めることになると思いますけれども、そういったことは可能性があるのかどうか、検討される意向があるかどうかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田精造君) 安渡公民館の中2階というか、中ホールですけれども、 小ホールといいますか、私の認識では、あそこでは、例えば時期が来れば郷土芸能の稽 古、練習とか、あとはまず、例えば企画イベント、特に防災の展示室になったりという ような使い方をされています。いずれその施設が、避難ホールよりも小規模なホールで すし、中2階にあるということもあります。そういった規模とか、構造上の制限ももち ろんあると思いますので、その辺は、まず我々もその使い方については検討させていた だきたいと思います。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) ぜひ有効な使い方ができるよう、前向きに検討していただければと思います。

こういった形で各施設、おしゃっちについては非常に有効活用されて、今後もこのまま継続してもらいたいと思うし、吉里吉里公民館については、今時点でかなりの利用状況、利用率になっています。これも運営者側の御努力によるものだと思いますので、ここも継続していただきたい。安渡公民館は今お話ししましたとおり、これから発展的にいろんな使い方が考えられますので、ぜひ町当局としても一歩踏み込みながら使い方を試行錯誤してもらえばと思います。赤浜公民館については、まだ半年ほどの実績しかないので、吉里吉里公民館の運営の仕方だとか、安渡公民館のこういった課題とかを踏まえて、どういった使い方をしていったらいいのかというのも管理者を含めて検討していただければと思います。この件について、全体的に教育長、何か御意見があれば。

○議長(小松則明君) 教育長。

○教育長(沼田義孝君) 今の質問にお答えします。

公民館の在り方については、先ほども述べましたけれども、地域住民のための社会教育を推進する、それが第一の大きな目標であります。これからの公民館としましては、1つは、学習することと実践活動を結びつけることができる拠点施設ということを目指しております。つまり、子供から大人までアクティブ・ラーニングに一緒に取り組むことができる拠点と。もう一つが、SDGs推進センター的役割、つまり地域社会の持続可能な発展のために何が必要なのか、地域住民が公民館館長と一緒になってどうあるべきかということの運営について考えていくということが、すごく大事なことだと思います。SDGsの17の開発目標がありますが、それを具体的なテーマとしながら考えていく、そういうことがあります。

最後となりますが、地域活性化創生という創生センター的機能ということで地域社会の持続、それが課題ということになってくると。利用率も高くなってくると。そういうことも考えながら事業の在り方、地域とともに共助、協働、そういうことの仕組みを今後考えて、地域公民館長等にも再度考えていただきたいということで進めてまいりたいと思っております。

- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

実績、いろんな企画をするとか、運営するとか、管理するというのは、公民館の館長が大きな力を発揮する必要があると思いますので、その辺との連携を取りながら進めていただければと思います。

続きまして、交通インフラの整備についてお伺いしたいと思います。

実は今回の質問については、6月の議会の一般質問でも取り上げましたけれども、再度もう少し深掘りしたいということで、当局の意見をお伺いしたいということで、質問させていただきます。

6月議会での一般質問の内容としては、復興まちづくりにおけるコンパクトなまちという、そのコンパクトという定義は、1か所に町を集めてそこで運用するということではなくて、医療区とか、文教区、産業区、居住区、いろんな機能を各地に分散させて、それぞれがコンパクトなまちで、そこを有機的につないでいくという考え方だというふうな説明だった思います。私個人的には、実はこれは本質的にはコンパクトじゃないなと。やっぱり中心市街地にいろんな機能が集まって、導線少なく自由に動き回れるのが

本当のコンパクトなまちだなとは思いますけれども、前回の議会でもありましたとおり、 議論でもありましたとおり、まず中心市街地のかさ上げをしなければならないというこ とで、そのためにはどうしてもそういった重要な施設というのは、中心市街地じゃない 周りに分散せざるを得なかった、やむを得ない事情があったためにこういう形になった と認識していると。その上で、それはそれでしようがないとしても、それであれば各地 域を結ぶ交通インフラが重要だよと。ここを整備していくことが課題になりますよとい うところが、前回の議会での一般質問だったと思います。

それを踏まえて、重複するところもあるんですけれども、重要な交通手段としてまず 考えられるのは、県交通であるとか、今運用している町民バスであるとかというのがあ ると思いますけれども、利用する側から見た場合の一般的なバスという交通手段の使い 勝手、利便性、特徴というのは、まずどういうものかというのを認識を共通にするため に一度お伺いしたいと思います。当局としてバスという交通手段をどう捉えているかと いうところをお聞かせください。

- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 地域の公共交通の代表的なものとすればバスというのが ございます。その中で、岩手県交通が展開しているのは、まちとまちを結ぶ広域の基幹 バスということになります。一方で、町内を走っているのは町民バスということで、地 域間を結ぶ町民の足として動いているバスでございます。ただ、バスの場合になります と、どうしてもやはりその経路であったりだとか、時間であったりだとか、そういった ところを設定した上で、需要等を鑑みながら効率のいい運行方法を考えて運行させると いうのが一般的な運行方法になります。バスの場合は、そういう特徴になります。

一方で、細かい、もう少し利便性が高くなるとやっぱりタクシーというのがございますけれども、そちらについては、ドア・ツー・ドアが実現するということになりますけれども、そちらについては、一応公共交通という位置づけではありますけれども、個人の都合で自由に移動できるということもあるので、そういった制約がないので、自由に行き来する公共交通の一つという認識であります。大きくはそういった違い。

- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) ありがとうございます。

取りあえずバスだけでよろしかったんですけれども、タクシーにまで触れていただい て、今後の質問につながりやすいと思いますけれども、まさにそのとおりだと思います。 バスだと利用料金は非常に安くて済むと。安いんだけれども、若干の不便性がある。不便性というのは、バス停からバス停じゃないと使えない。あるいは時間的なバスの時刻表、ダイヤの制約がありますので、時間的な制約があるということで、そこを解消する一つの手段がタクシーなんだけれども、タクシーは一方で高額になるというところで、普通の車を持っている人たちは、これだけ道路網が整備されていますので、不便はあまり感じない人も多いかと思いますけれども、特に私、気になるのは、前回も申し上げたんですけれども、高齢者であるとか、障害者、障害を持っている方であるとか、あるいは高齢のために免許を返納した人とかという交通手段弱者とでもいうんでしょうか、そういった人たちの使い勝手というのを考えると、例えば雨の降っている日に自宅からバス停まで、高齢の人にまちに行きたかったら歩いてそこまで傘を差して行けやとか、あるいは障害を持った方に非常に不便な思いをしてバス停まで行って、バス停から降りてもまた目的地まで行くのにまた歩いていかなければいけないとか、そういった不便性があるんだろうなと感じています。

そこは例えば一つのやり方として、今いろいろ考えられるんですけれども、何かいろんな補助が考えられないかというところがあると思います。その前にバスに関しては、前回もお伺いしたんですけれども、前回の御質問ですと、年間、震災前で1,600万円から1,800万円くらいの補助が入っている。震災後には、3,500万円ほどの補助が入って運用していると。タクシーに関しては、ちょっと私、認識がないんですが、そういった補助というのはあまり入っていないような認識をしているんですけれども、まず、バス補助に関して、震災前から比べると倍の補助額になっているというのは、これはどういった背景なんでしょうか。路線が増えているとか、運賃を無理やり下げたりとか、あるいは労務費で高くなっているのか、そういった背景、補助率が倍になっているというところの理由をお聞かせいただければと思います。

- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 震災前のバスにつきましては、小鎚線、金沢線につきましては、1日に3便程度という便数がその程度であります。現在は、震災後の影響ということもございまして、便数が大体倍になっているということもあるので、運行経費がそれだけかかってまいりますので、町からの補助もそれに見合った分、増額になっているというような状況でございます。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。

- ○3番(佐々木慶一君) 利便性を増すために、バスに若干手厚い手を入れているという 御説明だと思いますけれども、先ほど言いましたとおり、やっぱり気になるのは高齢の 方、要するに交通弱者の方にどう対応するかということで、今のような状態で、利用し やすいように、家まで迎えにきてもらうタクシーを使いやすいようにそこに補助を回しましょうかとなるとまたお金がかさむわけですよね。なので、そこはちょっと使い方でいろいろ知恵を絞れないでしょうかと。例えば、ちょっと見てみると県交通と町民バスの運行の仕方でちょっとバッティングしているようなところがやや見受けられるような気がするんですけれども、要するに路線で重複しているようなとろがあって、運行時間としてダブっているがゆえに、どちらか片方でいいんじゃないかというようなことがないかというところをまずお伺いしたいと思います。
- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 昨年12月から、新大槌トンネルの開通に伴って循環バスを回しております。循環バスを回すことに合わせて小鎚線、それから金沢線も経路の変更、それからダイヤの改正、併せて実施する予定でございました。その改正の内容につきましては、今佐々木議員が御指摘のとおり、現在県交通とバッティングしている安渡赤浜間、それから吉里吉里方面が、今バッティングしている状況でございます。その際にバッティングしないように本来であれば改正する予定であったんですけれども、ちょっと手続の間違いで、そのところがちょっと改正されないままスタートしてしまったということもありまして、現在に至っているということになります。

こういう経路の変更であったりだとか、ダイヤの改正というのは、公共交通会議等を経て、運輸支局に申請して許可を得て、認可を得て運行できるという流れになりますので、一度スタートしてしまうとなかなか変更ができないということになります。なので、次回の変更する機会を捉えて、バッティングしているところ等は改善していきたいと考えております。

- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 例えばそういったところで、無駄とは言いませんけれども、経営的に路線がダブっていて無駄になっているところを省くとか、あるいはこれからはドラスティックな話なんですけれども、町民バスを今運用していて、昨年の12月からは循環バスも一緒に併用して運用していますけれども、金沢赤浜線、例えば大貫台まで毎日何往復もしていると。あるいは小鎚浪板線があると上長井までバスなので必ず出さなけ

ればいけないという、利用者数から見ると非常に効率の悪い運用状況になっているんじゃないかなと思います。かといって、そこを廃止してしまえば、利用人数は少ないかもしれないですが、少ないながらも使っている人は非常に困ってくるということも鑑みながら、具体的なやり方はいろいろな方法があると思いますけれども、極端に言うと遠方のバス路線はもう思い切って廃止してしまう。その代わり利用者数がもし少ないのであれば、その人に対しては、例えばタクシーを使わせるとかというような形で、先ほど申し上げました障害者、高齢者等のタクシー利用の在り方も含めて、住民が、本当に困っている人たちが使いやすいような使い方をタクシーで補完するためにバスをちょっと手薄にして、大貫台とか、上長井までバスを運行しているのであればそこをやめてしまって運行経費を削減する。年間3,500万円の運行経費がかかっているのであればその一部をタクシー側に充ててやれば、地方財政としてもバスの運行費用としては圧縮される、利用者側も恩恵を得るという考え方があってもいいんじゃないかなと思いますが、そういった取組をされたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 効率のよい運行方法を考える上では、利用者状況、乗車 状況等を調査した上で、そこで判断した上でダイヤ、あるいは経路等を設定していくの はよいのだろうと考えております。

今の交通モードの中で、タクシーの中で、デマンドで運行させるデマンドタクシー、あるいはデマンドバスという考え方がございまして、利用者の申込みがあったときに運行するというような、そういった形態のものがございます。なので、今後やはり長期にわたって公共交通を維持していく上では、やはり経費の削減であったりだとかというのは、必要にはなってくるかと思いますので、そういったデマンドの考え方等も取り入れながらやっていくことが必要なのだろうかなとは思っています。ただ、現在回しているバスの実際働いていらっしゃる運転士さんであったりだとかがいらっしゃるわけですので、急に何か半年後からすぐやめますみたいな話になると、やはり働いている方も大変になってきますので、そういったのはやはり交通事業者の方々と協議をしながらいい方法を探っていく必要があるのだろうと考えております。

- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) 今デマンドタクシーの話も出ましたけれども、バスだけの路線 に限るんじゃなくて、利用したい人が、ほかの地域ですと恐らくデマンドタクシーの運

用の仕方となると一般的によく言われているのは、利用したい人が、理想からいえば数人集まってある一定の場所から一定の場所にタクシーで移動してもらうと。そこは別にバス停じゃなくても自宅前からでもいいというようなやり方で運用するような仕組みだと思いますけれども、もしデマンドタクシーのメリットとして挙げるのであれば、大勢の人が集まると運行経費が非常に安くなる。ただ、個人で見ると使いたいときにそれだと使えないという不便さが出てくるので、一個人でも使えるようなデマンドタクシーということであれば非常に有効になってくると思います。

一方で、今発言があったように、バスの運転手の就労タイミングが少なくなるとか、いろんなメリット、デメリットがあるんだと思います。この交通網の見直しに関しては、ある一断面だけで見ると非常にほかに与える影響が大きくなります。今言ったように、運転士の手配、利用する人の利便性、それからあまりにも例えばタクシーに手厚くするとバスへの影響が出る。かといってバス重視でいくと利用者が使い勝手が悪いし、いろんな財政面でもタクシーの使い方も手薄になってしまって、なかなか使いにくい運行設備になってしまうと。トータルでとにかく見て、判断する必要があるんだと思います。そういった事業として見直すためには、これは単純にはいかないと思いますけれども、こういった交通網の整備というのをぜひ見直していただきたいと思いますけれども、そのお考えはありますか。

- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) 交通網の見直し、ダイヤ改正も含めてなんですけれども、 実施するに当たっては、事業者の方々と打合せをして調整を図った上で進めていくこと が必要であります。これまでもそのようにしてまいりましたので、そういった手続等を 踏まえながら進めていければなとは考えております。
- ○議長(小松則明君) 佐々木慶一君。
- ○3番(佐々木慶一君) ぜひお願いしたいと思います。

例えばバスだけじゃなくてタクシーの運用もとなると、先ほど言ったようなデマンド 方式もあるだろうし、宮古なんかですとテイクアウトを恐らくやっていると思います。 要するに買物をしたいときに障害者であるとか、高齢の方がなかなか家を出て買物に行けないという人については、お店に連絡してこれこれの商品が欲しいと。それを取りにいってもらうのをタクシーにやってもらう。利用者は一部そのお金を負担して、一部は補助金で充てて運用するという、生活弱者に対する交通手段に見直しによって生活の利 便性を増すというやり方もあると思います。方式も今言ったようにデマンドあり、テイクアウトあり、バスの通常の路線もあるし、循環路線もあるし、一方でそういった中でタクシーの通常の運行もあるし、今のようにいろんなバリエーションを持った使い方もあって初めてタクシー会社もバス会社も、一部補助金等の負担もあるでしょうけれども、利用者も利便性を増すというような生活設計をぜひ考えていただきたいと。

こういう町になったからこそ、中心部に全部集まってしまえば気軽に外に出て買物するとかというのはできるんでしょうけれども、居住地が大槌町のあちこちに分散している中で、やっぱり移動手段の充実というのは必要になってくると思いますので、特に自家用車を持たない人たちの利便性を増す、それが強いては町の経済の活性化にも長い目で見るとつながってくると思います。お年寄りでもお金を使いますので、そういった目で見ていただいて、交通網の考え方、整備の仕方というのを検討いただければと思います。町長、最後に何か一言あれば。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) いろいろとありがとうございます。

先ほど出ました交通手段の弱者という部分や含めて、高齢化が進み、人口が減っていく中でもやはり持続可能な公共交通を維持するという観点がありますので、先ほど企画 財政課長が申したとおり、しっかりと関係者または住民の方々と話をしながら全体の交 通網の在り方については、検討してまいります。

○議長(小松則明君) 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後0時35分